

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
IV－5 指定親会社グループについて IV－5－4 流動性に係る健全性 IV－5－4－1 意義 財務の健全性を確保するためには、自己資本の充実を図るだけでなく、流動性リスクにも備える必要がある。流動性リスクに対する短期的な備えとしては、流動性リスクに応じた十分な流動性資産を保有することにより、資金調達が困難な状況に陥っても、業務の継続を可能とする強靱性を高めることが重要である。当局としても、指定親会社グループの流動性リスクを把握し、必要に応じて十分な流動性資産の保有を促していく必要がある。 こうした観点から、最終指定親会社に対しては、連結流動性カバレッジ比率（金融商品取引法第 57 条の 17 第 1 項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準（以下「<u>連結流動性カバレッジ比率告示</u>」という。）第 2 条に定める連結流動性カバレッジ比率をいう。）という客観的な基準を用い、十分な流動性資産の保有を求めるものとする。 IV－5－4－2 連結流動性カバレッジ比率の計算の正確性 IV－5－4－2－1 意義 連結流動性カバレッジ比率については、最終指定親会社の流動性に係る健	IV－5 指定親会社グループについて IV－5－4 流動性に係る健全性 IV－5－4－1 意義 財務の健全性を確保するためには、自己資本の充実を図るだけでなく、流動性リスクにも備える必要がある。流動性リスクに対する短期的な備えとしては、流動性リスクに応じた十分な流動性資産を保有することにより、資金調達が困難な状況に陥っても、業務の継続を可能とする強靱性を高めることが重要である。当局としても、指定親会社グループの流動性リスクを把握し、必要に応じて十分な流動性資産の保有を促していく必要がある。 こうした観点から、最終指定親会社に対しては、連結流動性カバレッジ比率（金融商品取引法第 57 条の 17 第 1 項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準（以下「<u>連結流動性比率告示</u>」という。以下同じ。）第 2 条に定める連結流動性カバレッジ比率をいう。<u>以下同じ。）及び連結安定調達比率（連結流動性比率告示第 73 条に定める連結安定調達比率をいう。以下同じ。）</u>という客観的な基準を用い、十分な流動性資産の保有を求めるものとする。 IV－5－4－2 連結流動性カバレッジ比率<u>及び連結安定調達比率</u>の計算の正確性 IV－5－4－2－1 意義 連結流動性カバレッジ比率<u>及び連結安定調達比率</u>については、最終指定親

全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されなければならない。

連結流動性カバレッジ比率の計算の正確性については、連結流動性カバレッジ比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる必要がある。

IV－5－4－2－2 留意事項

連結流動性カバレッジ比率の計算の正確性については、連結流動性カバレッジ比率告示上の規定に則って正確に計算されているか。特に以下の点に留意してチェックするものとする。

(1) 最終指定親会社が具体的な計算の方法を策定する場合の留意点

連結流動性カバレッジ比率における資金流出項目のうち、連結流動性カバレッジ比率告示第 28 条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例及び連結流動性カバレッジ比率告示第 37 条に規定するシナリオ法による時価変動時所要追加担保額を使用する場合には、規定されている要件を満たす範囲で、最終指定親会社等が具体的な計算の方法を策定するものとされている。この場合には、具体的な計算の方法が告示を踏まえて適切に策定されているか、次の点について事前に確認するものとする。

①・② (略)

(新設)

会社の流動性に係る健全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されなければならない。

連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算の正確性については、連結流動性比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる必要がある。

IV－5－4－2－2 留意事項

連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算の正確性については、連結流動性比率告示上の規定に則って正確に計算されているか。特に以下の点に留意してチェックするものとする。

(1) 最終指定親会社が具体的な計算方法及び資産・負債の特定方法を策定する場合の留意点

連結流動性カバレッジ比率における資金流出項目のうち、連結流動性比率告示第 28 条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例、同告示第 37 条に規定するシナリオ法による時価変動時所要追加担保額及び連結安定調達比率の計測に係る同告示第 99 条に規定する相互に関係する資産及び負債に係る特例を適用する場合には、規定されている要件を満たす範囲で、最終指定親会社等が具体的な計算の方法を策定する又は対象となる資産・負債の特定を行うものとされている。この場合には、具体的な計算方法や資産・負債の特定方法が同告示を踏まえて適切に策定されているか、次の点について事前に確認するものとする。

①・② (略)

③ 最終指定親会社等が相互に関係する資産及び負債に係る特例を用いようとする場合には、対象となる資産及び負債が連結流動性比率告示第 99 条に規定する要件の全てを満たす形で設定されているか。

(2) 連結流動性カバレッジ比率の計算における計算対象の判定について

連結流動性カバレッジ比率の計算においては、最終指定親会社等における内部管理等も踏まえつつ計算対象の設定を行う事項があるが、具体的には以下の項目について、適切な取扱いを行っているか。

① 「金融機関等」の定義における「流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者」の判断

連結流動性カバレッジ比率告示第1条第19号に規定する「金融機関等」については、「流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者」を除くこととされている。この際、例えば、資金流出額を減少させることによって連結流動性カバレッジ比率を高めることを目的として、重要性が認められる者を恣意的に「金融機関等」の定義から除外するなど不適当な取扱いを行っていないか。

② 規模の小さな連結子法人等の取扱い

連結流動性カバレッジ比率の水準への影響が極めて小さい小規模の連結子法人等については、算入可能適格流動資産をゼロとするなど保守的であることが担保される場合に限り、簡便的な計算をすることも可能である。この際、例えば、連結総資産（連結総負債）に占める資産（負債）の割合が非常に大きな金融機関に対して当該計算を適用したり、オフ・バランスシートにおいて多額の資金流出が見込まれるにも関わらず、これを考慮しないまま小規模の連結子法人等であるとして当該計算を適用するなど不適当な取扱いを行っていないか。

(2) 連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算における計算対象の判定について

連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算においては、最終指定親会社等における内部管理等も踏まえつつ計算対象の設定を行う事項があるが、具体的には以下の項目について、適切な取扱いを行っているか。

① 「金融機関等」の定義における「流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者」の判断

連結流動性比率告示第1条第19号に規定する「金融機関等」については、「流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者」を除くこととされている。この際、例えば、資金流出額を減少させることによって連結流動性カバレッジ比率を高めることを目的として、または利用可能安定調達額を増加することによって連結安定調達比率を高めることを目的として、重要性が認められる者を恣意的に「金融機関等」の定義から除外するなど不適当な取扱いを行っていないか。

② 規模の小さな連結子法人等の取扱い

連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の水準への影響が極めて小さい小規模の連結子法人等については、算入可能適格流動資産をゼロとする又は利用可能安定調達額をゼロとするなど保守的であることが担保される場合に限り、簡便的な計算をすることも可能である。この際、例えば、連結総資産（連結総負債）に占める資産（負債）の割合が非常に大きな金融機関に対して当該計算を適用したり、オフ・バランスシートにおいて多額の資金流出が見込まれるにも関わらず、これを考慮しないまま小規模の連結子法人等であるとして当該計算を適用するなど不適当な取扱いを行っていないか。

(3) 過去の流動性ストレス期の判定

連結流動性カバレッジ比率告示第1条第32号に規定する「過去の流動性ストレス期」の判定においては、2007年以降（我が国においては、2008年以降）まで遡ることを基本としつつ、可能な範囲で1990年代後半のデータ等を参照することとされている。この際、データが入手可能であり、かつ過去の流動性ストレス期としての要件を満たしていた時期について、適切に判定の対象として含めているか。

(4) 価格下落率等の確認

連結流動性カバレッジ比率告示上のレベル2 A資産及びレベル2 B資産の判定においては、過去の市場流動性ストレス期における価格下落率若しくは担保掛目の下落幅を確認することが求められている。例えば、債券の格付及び残存期間について、十分に細分化した上で判定を行うなど適切に確認を行っているか。

(5) 資金流入項目の区分及び資金流出率設定の適切性

連結流動性カバレッジ比率告示上、資金流入項目に係る区分の設定並びにそれらに係る資金流出率（額）又は資金流入額の設定を行う項目があるが、これらについては、最終指定親会社等による適切な設定及び検証を求めることとしている。具体的には、以下の項目について留意することとする。

- ① 連結流動性カバレッジ比率告示第20条に定める「準安定預金」について、内部管理として追加的な区分を設定する必要があるか否かを検討し、必要があると認められる場合には適切な区分を行っているか。また、過去の流動性ストレス期における資金流出の割合の実績を踏まえた資金流出率の設定を行っているか。さらに、過去の資金流出率をそのまま適用する

(3) 過去の流動性ストレス期の判定

連結流動性比率告示第1条第32号に規定する「過去の流動性ストレス期」の判定においては、2007年以降（我が国においては、2008年以降）まで遡ることを基本としつつ、可能な範囲で1990年代後半のデータ等を参照することとされている。この際、データが入手可能であり、かつ過去の流動性ストレス期としての要件を満たしていた時期について、適切に判定の対象として含めているか。

(4) 価格下落率等の確認

連結流動性比率告示上のレベル2 A資産及びレベル2 B資産の判定においては、過去の市場流動性ストレス期における価格下落率若しくは担保掛目の下落幅を確認することが求められている。例えば、債券の格付及び残存期間について、十分に細分化した上で判定を行うなど適切に確認を行っているか。

(5) 資金流入項目の区分及び資金流出率設定の適切性

連結流動性比率告示上、資金流入項目に係る区分の設定並びにそれらに係る資金流出率（額）又は資金流入額の設定を行う項目、連結安定調達比率については利用可能安定調達額並びに所要安定調達額にかかる項目があるが、これらについては、最終指定親会社等による適切な設定及び検証を求めることとしている。具体的には、以下の項目について留意することとする。

- ① 連結流動性比率告示第20条に定める「準安定預金」について、内部管理として追加的な区分を設定する必要があるか否かを検討し、必要があると認められる場合には適切な区分を行っているか。また、過去の流動性ストレス期における資金流出の割合の実績を踏まえた資金流出率の設定を行っているか。さらに、過去の資金流出率をそのまま適用する

ことなく、現在の準安定預金の構成に当てはめた場合にも資金流出率が10%を超える蓋然性が十分に低いか等について検証を行っているか。

② 連結流動性比率告示第 52 条に定める「その他偶発事象に係る資金流出額」及び同告示第 98 条第 3 号に定める偶発債務について、内部管理を踏まえた適切な区分を行っているか。また、その適切性について定期的な検証を行っているか。

③ 連結流動性比率告示第 59 条に定める「その他契約に基づく資金流出額」及び同告示第 72 条に定める「その他契約に基づく資金流入額」について、流動性リスクの管理上の重要性を踏まえた適切な設定を行っているか。また、その適切性について定期的な検証を行っているか。

(6) 残存期間の設定方法の妥当性

(新設)

(7) 有価証券の割当方法の適切性

連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算において、有価証券の調達元が不明な場合（例えば、有価証券のショート・ポジションやレポ形式の取引等の担保として差し出している有価証券の調達元が不明な場合）において、最終指定親会社等が定める任意の割当方法を使用している場合には、当該割当方法を文書により明確化するとともに、当該文書に従って適切に運用されていることを定期的に確認しているか。

(8) 連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算方法の一貫性

例えば、連結流動性カバレッジ比率告示第34条第2項のネットティング（資金流出額及び資金流入額の計算過程において、一定の額との相殺を行うことをいう。）の取扱いや、連結流動性カバレッジ比率告示第28条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例及び連結流動性カバレッジ比率告示第37条に規定するシナリオ法を採用している場合にはそれらの取扱いなど、連結流動性カバレッジ比率の計算方法に関して最終指定親会社等に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した、かつ保守的な計算方法を採用しているか。

IV－5－4－2－3 監督手法・対応

（１）オフサイト・モニタリング

連結流動性カバレッジ比率の詳細については金商法第57条の23に基づき定期的に報告を求め、計算の正確性等に問題があることが判明した場合には、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

また、連結流動性カバレッジ比率告示第28条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例及び連結流動性カバレッジ比率告示第37条に規定するシナリオ法を採用している最終指定親会社等に対しては、これらの取扱いについて、定期的に報告を求め、告示に定められた要件を充足しているか、前回から計算方法に変更がないか等について確認することとする。

（２）検査結果や（１）のオフサイト・モニタリングにより、連結流動性カバレッジ比率の計算の正確性に問題があると認められる場合には、金商法

等

例えば、連結流動性比率告示第34条第2項のネットティング（資金流出額及び資金流入額の計算過程において、一定の額との相殺を行うことをいう。）の取扱いや、同告示第28条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例、同告示第37条に規定するシナリオ法及び同告示第99条に規定する相互に係る資産及び負債の特例を採用している場合にはそれらの取扱いなど、連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算方法に関して最終指定親会社等に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した、かつ保守的な計算方法を採用しているか。

IV－5－4－2－3 監督手法・対応

（１）オフサイト・モニタリング

連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の詳細については金商法第57条の23に基づき定期的に報告を求め、計算の正確性等に問題があることが判明した場合には、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

また、連結流動性比率告示第28条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例、同告示第37条に規定するシナリオ法及び同告示第99条に規定する相互に係る資産及び負債の特例を採用している最終指定親会社等に対しては、これらの取扱いについて、定期的に報告を求め、告示に定められた要件を充足しているか、前回から計算方法に変更がないか等について確認することとする。

（２）検査結果や（１）のオフサイト・モニタリングにより、連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算の正確性に問題があると認め

第57条の23に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、金商法第57条の19に基づき業務改善命令を発出するものとする。

IV－5－4－3 連結流動性カバレッジ比率規制に関する監督上の措置

最終指定親会社の流動性リスク管理における取組みを補完する役割として、連結流動性カバレッジ比率という客観的な基準を用い、必要に応じた措置を迅速かつ適切に発動し、最終指定親会社の経営の改善を求めるものとする。

IV－5－4－3－1 監督手法

(1) 定期的なモニタリング（月次）

月末日又は最終営業日を基準日とした連結流動性カバレッジ比率について、翌月の第10営業日までに金商法第57条の23に基づき、指定された様式に基づく報告を求めることにより、連結流動性カバレッジ比率の状況を月次でモニタリングする。その際、連結流動性カバレッジ比率の水準や変動の傾向を確認するとともに、連結流動性カバレッジ比率の分子・分母の内訳を把握することにより変動の要因・背景を分析するものとする。

また、他のオフサイト・モニタリングデータや金融経済指標等を分析することにより、金融システム全体に流動性に関するストレスの兆候がないかを確認する。

られる場合には、金商法第57条の23に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、金商法第57条の19に基づき業務改善命令を発出するものとする。

IV－5－4－3 連結流動性比率規制に関する監督上の措置

最終指定親会社の流動性リスク管理における取組みを補完する役割として、連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率という客観的な基準を用い、必要に応じた措置を迅速かつ適切に発動し、最終指定親会社の経営の改善を求めるものとする。

IV－5－4－3－1 監督手法

(1) 定期的なモニタリング（月次又は四半期）

最終指定親会社に対し定期的に連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の報告を求め、最終指定親会社等の流動性リスクの状況を常時把握する。

① 連結流動性カバレッジ比率（月次）

月末日又は最終営業日を基準日とした連結流動性カバレッジ比率について、翌月の第10営業日までに指定された様式に基づく報告を求める。その際、連結流動性カバレッジ比率の水準や変動の傾向を確認するとともに、連結流動性カバレッジ比率の分子・分母の内訳を把握することにより変動の要因・背景を分析するものとする。

また、他のオフサイト・モニタリングデータや金融経済指標等を分析することにより、金融システム全体に流動性に関するストレスの兆候がないかを確認する。

② 連結安定調達比率（四半期毎）

(注) 原則として月末日を基準日とするが、各最終指定親会社が採用している会計基準等により、最終営業日を基準日とすることもできるものとする。この場合、合理的な理由に基づき変更する場合を除き、一貫した基準日を採用することとする。

(2) 随時のモニタリング

(1)に加えて、必要と認められる場合においては、連結流動性カバレッジ比率の状況について報告を求めるものとする。

IV-5-4-3-2 監督上の対応

(1) 監督上の措置の前提となる連結流動性カバレッジ比率

(2)に定める監督上の措置の前提となる連結流動性カバレッジ比率は、IV-5-4-3-1における定期的なモニタリング又は随時のモニタリングにより報告されたものとする。

(2) 監督上の措置

連結流動性カバレッジ比率が最低水準を下回った場合には、その理由や連結流動性カバレッジ比率の向上に係る改善策について、金商法第57条の23に基づき速やかに報告を求めるものとする。さらに確実な改善が必要であると認められる場合には、金商法第57条の19に基づき業務改善命

四半期末日を基準日とした連結安定調達比率について、報告徴求により求める。その際、連結安定調達比率の水準や変動の傾向を確認するとともに、連結安定調達比率の分子・分母の内訳を把握することにより変動の要因・背景を分析するものとする。

(注) 原則として連結流動性カバレッジ比率については月末日、連結安定調達比率については四半期末日を基準日とするが、各最終指定親会社が採用している会計基準等により、最終営業日を基準日とすることもできるものとする。この場合、合理的な理由に基づき変更する場合を除き、一貫した基準日を採用することとする。

(2) 随時のモニタリング

(1)に加えて、必要と認められる場合においては、連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の状況について報告を求めるものとする。

IV-5-4-3-2 監督上の対応

(1) 監督上の措置の前提となる連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率

(2)に定める監督上の措置の前提となる連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率は、IV-5-4-3-1における定期的なモニタリング又は随時のモニタリングにより報告されたものとする。

(2) 監督上の措置

連結流動性カバレッジ比率又は連結安定調達比率が最低水準を下回った場合には、その理由や連結流動性カバレッジ比率又は連結安定調達比率の向上に係る改善策について、金商法第57条の23に基づき速やかに報告を求めるものとする。さらに確実な改善が必要であると認められる場合に

令を発出するものとする。

また、連結流動性カバレッジ比率に近い将来に最低水準を下回るおそれがあると見込まれる場合には、まずは理由や改善の見込み等についてヒアリングを行うものとする。ヒアリングの結果、なお問題があると認められる場合には、金商法第 57 条の 23 に基づき報告を求め、さらに確実な改善が必要であると認められる場合には、金商法第 57 条の 19 に基づき業務改善命令を発出するものとする。

ただし、監督上の対応については、機械的・画一的に運用するものではなく、連結流動性カバレッジ比率の最低水準を維持するために最終指定親会社が取る対応策の内容やその効果及びその対応策が金融システムに与える影響等に留意する必要がある。

① 金商法第 57 条の 23 に基づく報告には、以下の内容を含むものとする。

また、必要に応じて、追加的な内容を徴求することとする。

イ. 連結流動性カバレッジ比率が最低水準を下回った要因（特定の算入可能適格流動資産の減少、特定の資金流出額の増加等）及びその背景

ロ. 連結流動性カバレッジ比率が最低水準を上回る時期の見通し、及びそれまでの連結流動性カバレッジ比率の分子・分母の内訳の推移の見通し

ハ. 算入可能適格流動資産に含まれないものの、緊急時において資金調達に用いることが可能な流動性資産の額及びその種類等

（注）金商法第 57 条の 23 に基づく報告があった際には、報告内容等を踏まえ、例えば、以下の点を分析することが考えられる。

ア. 連結流動性カバレッジ比率の低下が、主に一時的な要因に起因するものであるか、あるいは長期的・構造的な要因に起因するものであるか

は、金商法第 57 条の 19 に基づき業務改善命令を発出するものとする。

また、連結流動性カバレッジ比率又は連結安定調達比率に近い将来に最低水準を下回るおそれがあると見込まれる場合には、まずは理由や改善の見込み等についてヒアリングを行うものとする。ヒアリングの結果、なお問題があると認められる場合には、金商法第 57 条の 23 に基づき報告を求め、さらに確実な改善が必要であると認められる場合には、金商法第 57 条の 19 に基づき業務改善命令を発出するものとする。

ただし、監督上の対応については、機械的・画一的に運用するものではなく、連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の最低水準を維持するために最終指定親会社が取る対応策の内容やその効果及びその対応策が金融システムに与える影響等に留意する必要がある。

① 金商法第 57 条の 23 に基づく報告には、以下の内容を含むものとする。

また、必要に応じて、追加的な内容を徴求することとする。

イ. 連結流動性カバレッジ比率又は連結安定調達比率が最低水準を下回った要因（特定の算入可能適格流動資産又は利用可能安定調達額の減少、特定の資金流出額又は所要安定調達額の増加等）及びその背景

ロ. 連結流動性カバレッジ比率又は連結安定調達比率が最低水準を上回る時期の見通し、及びそれまでの連結流動性カバレッジ比率又は連結安定調達比率の分子・分母の内訳の推移の見通し

ハ. 連結流動性カバレッジ比率について、算入可能適格流動資産に含まれないものの、緊急時において資金調達に用いることが可能な流動性資産の額及びその種類等

（注）金商法第 57 条の 23 に基づく報告があった際には、報告内容等を踏まえ、例えば、以下の点を分析することが考えられる。

ア. 連結流動性カバレッジ比率又は連結安定調達比率の低下が、主に一時的な要因に起因するものであるか、あるいは長期的・構造的な要因に起因するものであるか

ｂ．連結流動性カバレッジ比率の最低水準を維持するための対応策を
起因とした金融システムに悪影響を及ぼす可能性及びその経路等

② （略）

IV－５－４－４ 流動性に係る経営の健全性の状況の開示

（１）一般的な留意事項

流動性に係る経営の健全性の状況の開示は、連結流動性カバレッジ比率の最低水準及び金融機関の自己管理と監督上の検証を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（以下「連結流動性カバレッジ比率開示告示」という。）の趣旨に従って適切に実施される必要がある。また、最終指定親会社は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。特に情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に留意するものとする。

ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで金融機関の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。

（注） （略）

（２）定性的開示事項

ｂ．連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の最低水準を維持するための対応策を起因とした金融システムに悪影響を及ぼす可能性及びその経路等

② （略）

IV－５－４－４ 流動性に係る経営の健全性の状況の開示

（１）一般的な留意事項

流動性に係る経営の健全性の状況の開示は、連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の最低水準及び金融機関の自己管理と監督上の検証を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（以下「連結流動性比率開示告示」という。）の趣旨に従って適切に実施される必要がある。また、最終指定親会社は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。特に情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に留意するものとする。

ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで金融機関の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。

（注） （略）

（２）連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

① 連結流動性カバレッジ比率開示告示第3条第3項第1号の「時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項」については、過去2年間の連結流動性カバレッジ比率の主要な変動及びその要因について定性的な説明が記載されているか。また、本項目を説明するに当たっては、連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項（直近の最終指定親会社四半期に係るものであり、かつ連結流動性カバレッジ比率開示告示別紙様式を使用して作成したもの）を使用しているか。

② 連結流動性カバレッジ比率開示告示第3条第3項第2号の「連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項」については、以下の内容が記載されているか。

イ～ニ （略）

③ 連結流動性カバレッジ比率開示告示第3条第3項第3号の「算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項」については、必要に応じ、例えば、以下の内容が記載されているか。

イ・ロ （略）

④ 連結流動性カバレッジ比率開示告示第3条第3項第4号の「その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項」については、必要に応じ、例えば、以下の内容が記載されているか。また、以下の内容に限らず、重要な事項が記載されているか。

イ. 連結流動性カバレッジ比率告示第28条に定める「適格オペレーショナル預金に係る特例」を適用している場合には、以下の内容に関する説明

a・b （略）

ロ. 連結流動性カバレッジ比率告示第37条に定める「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」を適用している場合には、シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法に関する説明

ハ. 連結流動性カバレッジ比率告示第52条に定める「その他偶発事象

① 連結流動性比率開示告示第3条第3項第1号の「時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項」については、過去2年間の連結流動性カバレッジ比率の主要な変動及びその要因について定性的な説明が記載されているか。また、本項目を説明するに当たっては、連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項（直近の最終指定親会社四半期に係るものであり、かつ連結流動性比率開示告示別紙様式を使用して作成したもの）を使用しているか。

② 連結流動性比率開示告示第3条第3項第2号の「連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項」については、以下の内容が記載されているか。

イ～ニ （略）

③ 連結流動性比率開示告示第3条第3項第3号の「算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項」については、必要に応じ、例えば、以下の内容が記載されているか。

イ・ロ （略）

④ 連結流動性比率開示告示第3条第3項第4号の「その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項」については、必要に応じ、例えば、以下の内容が記載されているか。また、以下の内容に限らず、重要な事項が記載されているか。

イ. 連結流動性比率告示第28条に定める「適格オペレーショナル預金に係る特例」を適用している場合には、以下の内容に関する説明

a・b （略）

ロ. 連結流動性比率告示第37条に定める「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」を適用している場合には、シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法に関する説明

ハ. 連結流動性比率告示第52条に定める「その他偶発事象に係る資金

に係る資金流出額」、連結流動性カバレッジ比率告示第 59 条に定める「その他契約に基づく資金流出額」又は連結流動性カバレッジ比率告示第 72 条に定める「その他契約に基づく資金流入額」に重要な項目がある場合には、当該項目に関する定性的な説明

(注) (略)

(新設)

流出額」、同告示第 59 条に定める「その他契約に基づく資金流出額」又は同告示第 72 条に定める「その他契約に基づく資金流入額」に重要な項目がある場合には、当該項目に関する定性的な説明

(注) (略)

(3) 連結安定調達比率に関する定性的開示事項

- ① 連結流動性比率開示告示第 3 条第 4 項第 1 号の「時系列における連結安定調達比率の変動に関する事項」については、過去 5 年間の連結安定調達比率の主要な変動及びその要因について定性的な説明が記載されているか。また、本項目を説明するに当たっては、「連結安定調達比率に関する定量的開示事項」(直近の最終指定親会社四半期及び前四半期にかかるものであり、かつ連結流動性比率開示告示別紙様式を使用して作成したもの)を使用しているか。
- ② 連結流動性比率開示告示第 3 条第 4 項第 2 号の「連結流動性比率告示第九十九条各号に掲げる要件を満たす場合には、その旨」については、以下の内容が記載されているか。
 - イ. 連結流動性比率告示第 99 条に定める「相互に関係する資産・負債の特例」を適用している場合には、その適用対象と相互関係性に関する説明
- ③ 連結流動性比率開示告示第 3 条第 4 項第 3 号の「その他連結安定調達比率に関する事項」については、以下の内容が記載されているか。
 - イ. 最終指定親会社による連結安定調達比率の水準に関する評価
 - ロ. 上記イ. において課題があると評価された場合には、課題に対する実務上の対応策
 - ハ. 最終指定親会社による今後の連結安定調達比率の見通しが開示された比率と大きく乖離することが想定される場合には、その見通しに関

する定性的な説明

二. ハ. について、実績値が当初の見通しと大きく異なる場合には、その異なった理由の追加的な説明

(4) 連結流動性リスク管理に係る開示事項

① 連結流動性比率開示告示第3条第2項第1号の「流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項」には、最終指定親会社等の流動性リスクを確実に認識し、計測・評価し、報告するための態勢が記載されているか。

② 連結流動性比率開示告示第3条第2項第2号の「流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項」には、必要に応じ、①において計測・評価するリスク管理上の主要な指標等の考え方や活用状況について、例えば、以下の指標等が含まれているか。

イ～ホ (略)

③ 連結流動性比率開示告示第3条第2項第3号の「その他流動性リスク管理に係る事項」については、必要に応じ、例えば、以下の内容が記載されているか。また、以下の内容に限らず、重要な事項が記載されているか。

イ・ロ (略)

(5) 最終指定親会社四半期の開示事項

連結流動性比率開示告示第5条に規定する「連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」及び「連結安定調達比率に関する定量的開示事項」について、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、最終指定親会社四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を投資者等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。

(3) 連結流動性リスク管理に係る開示事項

① 連結流動性カバレッジ比率開示告示第3条第4項第1号の「流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項」には、最終指定親会社等の流動性リスクを確実に認識し、計測・評価し、報告するための態勢が記載されているか。

② 連結流動性カバレッジ比率開示告示第3条第4項第2号の「流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項」には、必要に応じ、①において計測・評価するリスク管理上の主要な指標等の考え方や活用状況について、例えば、以下の指標等が含まれているか。

イ～ホ (略)

③ 連結流動性カバレッジ比率開示告示第3条第4項第3号の「その他流動性リスク管理に係る事項」については、必要に応じ、例えば、以下の内容が記載されているか。また、以下の内容に限らず、重要な事項が記載されているか。

イ・ロ (略)

(4) 最終指定親会社四半期の開示事項

連結流動性カバレッジ比率開示告示第5条に規定する「連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」について、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、最終指定親会社四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を投資者等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。

また、開示に当たっては、対象となる最終指定親会社四半期の末日又は最終営業日（Ⅳ－５－４－３－１（１）（注）参照。ただし、本取扱いはい平成 28 年 12 月 31 日までとする。）を基準日とする金商法第 24 条第 1 項若しくは第 3 項に規定する有価証券報告書、金商法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に規定する四半期報告書又は金商法第 24 条の 5 第 1 項に規定する半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。

Ⅳ－５－５ リスク管理態勢

Ⅳ－５－５－２ 流動性リスク管理態勢

指定親会社グループ（特に、最終指定親会社告示第 2 条に基づき連結自己資本規制比率を算出する指定親会社グループ）の流動性管理については、以下の点にも留意するものとする。

①～⑦ （略）

⑧ 最終指定親会社告示第 2 条に基づき連結自己資本規制比率を算出する指定親会社において、取締役会は、バーゼル銀行監督委員会「バーゼルⅢ：流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」（2010 年 12 月）に定められる流動性カバレッジ比率及び安定調達比率について、それぞれ平成 27 年又は平成 30 年から適用されることに向けた態勢の整備を検討しているか。

（注 1）・（注 2） （略）

また、開示に当たっては、対象となる最終指定親会社四半期の末日又は最終営業日（Ⅳ－５－４－３－１（１）（注）参照。）を基準日とする金商法第 24 条第 1 項若しくは第 3 項に規定する有価証券報告書、金商法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に規定する四半期報告書又は金商法第 24 条の 5 第 1 項に規定する半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。

Ⅳ－５－５ リスク管理態勢

Ⅳ－５－５－２ 流動性リスク管理態勢

指定親会社グループ（特に、最終指定親会社告示第 2 条に基づき連結自己資本規制比率を算出する指定親会社グループ）の流動性管理については、以下の点にも留意するものとする。

①～⑦ （略）

⑧ 流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率について、最低水準を下回るおそれがあると見込まれる場合には、速やかに当局へ報告することとしているか。

（注 1）・（注 2） （略）